

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の規定による施設の利用に係る使用料の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県規則第49号**

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の規定による施設の利用に係る使用料の額を定める規則の一部を改正する規則

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の規定による施設の利用に係る使用料の額を定める規則（平成18年鳥取県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後				改正前			
別表第1（第4条関係）				別表第1（第4条関係）			
施設の利用			1単位当 たりの使 用料の額	施設の利用			1単位当 たりの使 用料の額
項目		単位		項目		単位	
1	(1) 略			1	(1) 略		
食 事 の 提 供	(2) (1)の利用以外の 利用の場合	朝食1食	400円	短期入所又は入所等の 利用の場合	朝食1食	400円	
		昼食1食	530円		昼食1食	530円	
		夕食1食	650円		夕食1食	650円	
2及び3 略				2及び3 略			
4 お む つ	大人用（入所等の利用の 場合に限る。）	小サイズ 1枚	90円	大人用（入所等の利用の 場合に限る。）	小サイズ 1枚	120円	
		中サイズ 1枚	100円		中サイズ 1枚	140円	
別表第2（第5条関係）				別表第2（第5条関係）			
施設 名	項目		1回当たりの 使用料の額	項目		1回当たりの 使用料の額	
鳥取 県立 総合 療育 セン ター	1 予 防接 種	(1) インフルエンザ	3,730円	1 予 防接 種	(1) インフルエンザ	1,540円	
		(2) 二種混合	4,690円		(2) 二種混合	2,560円	
		(3) 三種混合	4,060円		(3) 三種混合	1,930円	
		(4) おたふく風邪	5,430円		(4) おたふく風邪	3,300円	
		(5) 水痘	7,630円		(5) 水痘	5,500円	
		(6) 麻疹	5,110円		(6) 麻疹	2,980円	

	(7) 風疹	5,220円
	2 虫歯予防フッ素塗布	1,210円
鳥取 県立 鳥取 療育 園	予防接 種 インフルエンザ	3,730円

	(7) 風疹	3,090円
	2 虫歯予防フッ素塗布	1,210円

別表第3(第5条関係)

施設名	施設の利用		1単位当たりの使用料の額	
	項目	単位		
鳥取 県立 総合 療育 センター	1 食事の提供	(1)及び(2) 略		
		(3) 市町村民税所得割額が10万円未満の世帯に係る入所等のうち通所の利用の場合	昼食1食 300円	
		(4)及び(5) 略		
	2及び3	略		
	4 薬剤容器	(1) 投薬瓶	略	
			100ミリリットル	40円
			略	
		(2) 軟膏容器	20グラム	20円
		略		
	5 おむつ	(1) 大人用	特小サイズ1枚	70円
			小サイズ1枚	90円
			中サイズ1枚	100円
(2) 子供用		大サイズ1枚	30円	
		特大サイズ1枚	50円	
(3) 略				
6 衛生器具	(1) 吸引カテテル	8フレンチサイズ	30円	
		10フレンチサイズ	30円	
		12フレンチサイズ	30円	
		略		

別表第3(第5条関係)

施設名	施設の利用		1単位当たりの使用料の額	
	項目	単位		
鳥取 県立 総合 療育 センター	1 食事の提供	(1)及び(2) 略		
		(3) 市町村民税所得割額が2万円未満の世帯に係る入所等のうち通所の利用の場合	昼食1食 300円	
		(4)及び(5) 略		
	2及び3	略		
	4 薬剤容器	(1) 投薬瓶	略	
			100ミリリットル	30円
			略	
		(2) 軟膏容器	20グラム	30円
		略		
	5 おむつ	(1) 大人用	小サイズ1枚	120円
			中サイズ1枚	140円
			大サイズ1枚	40円
(2) 子供用		特大サイズ1枚	60円	
		(3) 略		
6 衛生器具		(1) 吸引カテテル	8フレンチサイズ	40円
	10フレンチサイズ		40円	
	略			
	略			

			チサイズ	
			14フレンチサイズ	30円
		(2) 略		
		(3) 栄養カテ ーテル	8フレン チサイズ	150円
		(4)~(10) 略		
		(11) ネラトン カテール	8フレン チサイズ	40円
			10フレン チサイズ	40円
			12フレン チサイズ	40円
	7 歯ブラシ		ナイロン 毛	160円
			P B T毛 (大人用)	80円
			P B T毛 (子供用)	90円
	8 略			
鳥取 県立 鳥取 療育 園及 び鳥 取県 立中 部療 育園	食事の 提供	(1) 略		
		(2) 市町村民 税所得割額が 10万円未満の 世帯に係る入 所等のうち通 所の利用の場 合	昼食1食	300円
		(3) 略		
		(2) 略		
		(3) 栄養カテ ーテル	6フレン チサイズ	150円
			8フレン チサイズ	150円
		(4)~(10) 略		
		(11) ネラトン カテール	8フレン チサイズ	1,740円
	7 歯ブラシ		1本	180円
	8 略			
鳥取 県立 鳥取 療育 園及 び鳥 取県 立中 部療 育園	食事の 提供	(1) 略		
		(2) 市町村民 税所得割額が 2万円未満の 世帯に係る入 所等のうち通 所の利用の場 合	昼食1食	300円
		(3) 略		

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の規定による施設の利用に係る使用料の額を定める規則の規定は、この規則の施行の日以後に行う施設の利用に係る費用の徴収について適用し、同日前に行われた施設の利用に係る費用の徴収については、なお従前の例による。